



平成 24 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社  
代表者名 代表取締役 CEO 相浦 一成  
(コード：3769 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 村松 竜  
(TEL. 03-3464-0182)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 24 年 11 月 19 日開催の取締役会において、平成 24 年 12 月 19 日開催予定の第 19 期定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) スピリットベンチャー宣言は GMO インターネットグループが創業の精神として掲げるものであり、当社が GMO インターネットグループの一員としてシナジー効果を発揮するための土壌となる考え方であるため、定款に明記することで、当社社員が共有する基本精神を明らかにするものであります。(変更案第 2 条)
- (2) 今後の事業展開に鑑み、事業目的を明確にするため、現行定款第 2 条(目的)に、事業目的を追加するものであります。(変更案第 3 条)
- (3) 当社の業務執行における適正手続を担保するため、取締役会決議事項の事後承認を原則禁止することを明らかにするものであります。(変更案第 22 条)
- (4) 前各項の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(基本精神)</p> <p>第 2 条 当社は、<u>GMO インターネットグループの一員として、GMO インターネットグループが掲げる、「スピリットベンチャー宣言」を尊重し、インターネットの”場”の提供に経営資源を集中し、「日本を代表する総合インターネットグループ」として、インターネットを豊かに楽しくし、新たなインターネットの文化・産業とお客様の「笑顔」「感動」を創造し、社会と人々に貢献することを基本精神とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)  第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. ～16. (条文省略)  (新設)  17. (条文省略)  第3条～第20条 (条文省略)  (新設)  第21条～第38条 (条文省略)</p>	<p>(目的)  第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。  1. ～16. (現行どおり)  17. <u>電子商取引における決済処理サービスの提供</u>  18. (現行どおり)  第4条～第21条 (現行どおり)  <u>(取締役会による事後承認の禁止)</u>  第22条 <u>取締役会において決議すべき事項についての取締役会決議は、当該事項の執行の後にこれを得ることを禁止する。</u>  2. <u>前項の規定にかかわらず、取締役会において決議すべき事項について、当該事項が緊急且つ重要なものであり、当該事項の執行に先んじて取締役会の決議を得るのでは当社の経営に重大な影響を及ぼす場合に限り、代表取締役は、法令又は定款に違反しない範囲で、取締役会の決議に先んじて当該事項を執行する。</u>  3. <u>前項の場合には、代表取締役は、前項に定める執行後に開催される最初の取締役会において、当該執行の事実を報告し、当該執行について、議決に加わることができる取締役全員の賛成による決議を得なければならない。</u>  第23条～第40条 (現行どおり)</p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 24 年 12 月 19 日  
定款変更の効力発生日 平成 24 年 12 月 19 日

以 上